

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 3 日

都道府県民生主管部（局）	}	御中
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		
全国健康保険協会		
健康保険組合連合会		
国民健康保険中央会		

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の影響による審査委員会の審査決定について

柔道整復師並びにはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の審査については、必要な感染拡大防止を講じつつ実施をお願いします。

なお、令和2年4月の審査において、「柔道整復療養費審査委員会」及び「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費審査委員会」を開催することにより、新型コロナウイルス感染の拡大を招くリスクがあると判断される場合には、「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について」（平成11年10月20日保発第145号・老発第683号）及び「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の審査委員会の設置基準について」（平成30年6月12日保発0612第3号）の審査の規定にかかわらず、必要に応じて審査委員の2分の1未満の出席により審査決定をすることや審査委員長の一任により審査決定をすることもやむを得ないと解することとしたので、貴管内関係者に対する周知等をお願いします。